

西尾市文化振興イベント企画運営業務公募型プロポーザル質問回答

No.	項目	内容	回答
1	業務仕様書 1ページ	業務仕様書1頁、公衆トイレペイント企画運営業務（3）作品内容 ・SNS配信について 既存で指定のSNSアカウントで情報発信するのか？新規のアカウントを作成するのか？また、SNSは、具体的にどのSNSかの指定はあるのか？	観光文化振興課所有のInstagramアカウント「にしおじかん」で情報発信することが可能ですが、企画提案によるものとします。
2	業務仕様書 2ページ	業務仕様書2頁、音楽イベント企画運営業務（3）内容 ・KPIについて 昨年度、過去の実績数値はご共有いただけるのか？参考数値として活用 させていただきたい。	音楽イベント来場者数の実績数値は以下のとおりです。 R4年度…約2,400人（音楽系イベント3本、マルシェ含む） R5年度…約2,500人（音楽系イベント1本、マルシェ含む） R6年度…約1,000人（音楽系イベント1本、マルシェ含む）
3	業務仕様書 2ページ	業務仕様書2頁、音楽イベント企画運営業務（3）内容 ・マルシェについて 出店料の規定はあるのか？また、出店料を徴収する場合、出店料料金の規定はあるか？その収入は受託者の収入になるのか？	出店料及び料金等の規定はありません。 出店料を徴収した場合の収入は市の歳入とします。
4	業務仕様書 2ページ	業務仕様書2頁、音楽イベント企画運営業務（3）内容 ・入場料について 有料イベントにした場合、その収入は受託者の収入になるのか？イベントの経費に充当できるのか？	有料イベントにした場合の入場料収入については、市の歳入とします。
5	業務仕様書 3ページ	業務仕様書3頁、その他 ・暴風警報発令など、イベント中止の判断基準はあるか？	判断基準の詳細については、会場により異なりますが、台風、大雨、地震、津波等の自然災害が発生し、警報等が発令された場合に中止します。 その他、やむを得ない事情により中止判断をする場合もあります。
6	業務仕様書 3ページ	業務仕様書3頁、その他 ・屋外イベントが中止になった際の、受託料はどのような対応になるか？	イベント中止にかかる委託料については、すでに履行済みの業務内容に基づき支払うものとします。